

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

新潟市長 中原 八一

市町村名 (市町村コード)	新潟市 (151009)
地域名 (地域内農業集落名)	秋葉区 (山谷、古田、田家、草水、飯柳、柄目木、西金沢、金沢町新、新津、善道、下興野、北上、北上新田、北潟、上金沢、東金沢、大安寺、中新田、満願寺、七日町、大蔵、小口、大関、岡田、下新、市新、金屋、新郷屋、六郷、川口、結、福島、田島、荻島、中野、車場、荻川第二、覚路津、三枚潟、三津屋、長割、大鹿、栗宮、小戸上組、小戸下組、小屋場、梅ノ木、新通、浦興野、出戸、子成場、四ツ興野、蕨曾根、大秋、野方、川根、古津、蒲ヶ沢、金津、塩谷、割町、朝日、東島、西島、中村、程島、小須戸、横川浜、小向、水田、鎌倉、天ヶ沢、矢代田、新保、竜玄)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年6月26日 (第6回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域では水稻を主体とした農業が営まれているが、花き・花木においては全国屈指の産地でもある。農地の基盤整備事業完了後の水田で麦や大豆を栽培されており、大麦のブランド化に向けた取り組みを契機に、小麦を生産する農家が増えている。

今後の課題として、稲作と園芸作物の導入による複合経営への移行に向け、機械化体系が確立した高収益作物の栽培に取り組むことによる農業所得の向上を図る。また、農業者の高齢化や後継者不足という課題に向けて担い手確保についても推進していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻について、ほ場整備などの実施により農業生産基盤整備が進み、担い手への農地集積や作業受託の促進、生産の組織化や機械・施設の有効利用、品種の組み合わせによる作期幅の拡大とリスク分散、直播栽培やICTなどの省力化技術導入などによるコスト低減を推進する。

園芸について、機械化を進めることで、生産性の向上や作業効率を高める。また、稲作と園芸作物との複合経営を推進し、所得向上を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3,893.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3,579.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積・集約化の方針	
山谷、草水、金沢町新、善道、下興野、北上新田、新郷屋、六郷地区は地域内外の認定農業者や既存の経営体を地域の担い手と位置づけ、中間管理機構を活用して地区内の集積・集約を図っていく。	
古田、飯柳、西金沢、新津、北上、北潟の東側、上金沢、東金沢、大安寺、中新田、満願寺、七日町、大蔵、小口、大関、岡田、下新、市新、金屋、川口の東側、結、福島東側の集落部と西側の国道403号新津バイパス付近の大部分、田島、荻島、中野、車場、覚路津、長割、大鹿の南側、小戸上組、小戸下組、小屋場、梅ノ木、新通、浦興野、出戸、子成場、四ツ興野、蕨菅根、大秋、川根、古津、蒲ヶ沢、金津、東島、横川浜、小向、水田、鎌倉、天ヶ沢、矢代田、新保、竜玄地区は既存の法人や認定農業者を地域の担い手と位置づけ、中間管理機構を活用して地区内の全農用地を集積・集約する方向で地域内農業者の合意形成を図っていく。	
田家、塩谷、割町、朝日地区は地域内の農業者は小規模であるため、他地域の入作者の農地所有適格法人や認定農業者を地域の担い手と位置づけ、中間管理機構を活用して地区内の集積・集約を図っていく。	
柄目木地区は、地域の担い手である地区内の認定農業者1経営体が担うほか、近隣地区の大規模法人に集積・集約を図りたい。ただし、農地等の除草や用排水路の適切な管理のためには、複数の農地所有適格法人に集積するのではなく特定の農地所有適格法人に集積することが必要と考えている。	
北潟の西側、川口の西側、福島の西側の国道403号新津バイパス付近の南西部の一部、三枚潟、三津屋、大鹿の北側、栗宮、野方地区は、ほ場整備事業の実施に当たっては、中間管理機構を活用して地区内の集積・集約を図るとともに、高収益作物の栽培を推進していく。	
荻川第二地区は地域の担い手である農地所有適格法人を含む複数の担い手が水田利用を担っている。地区における集積・集約を進められるよう農地の交換による連担化や大型機械や施設の導入により、生産性の向上を図る。	
西島、中村、程島地区は、ほ場整備事業の実施に当たっては、中間管理機構を活用して地区内の集積・集約を図るとともに、高収益作物の栽培を推進していく。	
小須戸地区は地域の担い手を中心となって水田利用を担っており、病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった農業者が出る場合にも地域内で話し合い対応する。集積・集約することにより、作業の効率化と個々の規模拡大を目指す。	
(2)農地中間管理機構の活用方針	
地域の担い手への農地の集積・集約を目指して、農地の出し手はできるだけ農地中間管理機構に貸し付けていく。また、農業者等が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合は、新たな受け手への付け替えを進める際に、地域の担い手に集積するよう進めていく。	
(3)基盤整備事業への取組方針	
農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農地の大区画化・水田の汎用化などの基盤整備を実施するとともに、担い手のニーズに沿ったきめ細やかな耕作条件の改善を図るため、畦畔除去による区画拡大や暗渠排水、老朽化した農業水利施設等の整備を進める。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針	
JAなどの関係機関と連携し、相談体制を強化するとともに、円滑な農地の確保に向けて、農地のあっせん及び賃借の推進、栽培技術・知識の習得支援、営農継続環境の整備等の取組を展開する。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☒	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☒	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									
①イノシシ等の獣類による農作物被害が多数みられる地域の農業者へ電気柵を貸し出し、被害低減に努める。 ③担い手の収益力強化と経営発展のため、各種補助事業を活用した農業用機械整備の支援に取り組む。 ⑦多面的機能支払交付金等の事業を活用し、農地周辺や農道等の保全管理の取組を進めていく。 ⑧担い手の収益力強化と経営発展のため、各種補助事業を活用した農業用施設整備の支援に取り組む。 ⑩関係機関・団体とサポート体制を作り、新規就農者を支援していく。									